

汝帖

——京都国立博物館蔵の汝帖について——

福本雅一

一

法帖の祖『淳化閣帖』が、宋の太宗の聖旨によって摸勒上石されたのは、淳化三年（九九二）、今からおよそ千年以前のことであった。この法帖は、内府秘蔵の名蹟を擇んで佳石に刻し、李廷珪の墨を以て澄心堂紙に搨した優品であり、二府登進の大臣にのみ賜ったといわれるが、これによって、二王以下の名筆の複本が、初めて世に拡まることになったのである。

しかし間もなく露呈した、撰擇の杜撰、偽帖の混入、排次の失序、標題の不当などの欠陥によって、この法帖はいつの間にか姿を消し、伝世の数は極めて少なかった。そのため、供給の不足を補うべく、民間で多くの摸刻が作られることになる。約半世紀後に出現した『潭帖』（『長沙帖』）と『絳帖』を初めとし、各種各様の法帖が、陸続と世に送られた。

ここに論ずる『汝帖』も、このような風潮の下に生れたが、それは大観三年（一一〇九）、王宗の手によってであった。成立の経緯につ

いては、もと『汝帖』に附されていた王宗自身の記に明らかである。宋 汝に來りて年を踰ゆ、吏民は其の疏拙に習い、甚だしくは諉わすに事を以てせず、閣を閉ざして蕭然たり、親を奉ずるの外、独り念いて日を棄つ、偶たま三代而下、五季に訖る字書の百家を得たり、冠するに倉頡の奇古を以てし、篆籀隸草真行の法は略ぼ具わる、十二石を用いて刻して坐嘯堂の壁に置く、其の治乱の際に世を論じ名を正し、君子小人の分は、毎に意を致す焉、識者は之を筆史と謂う、蓋し小学家流をして、因って以て古を博うして義を知ら使む、特だ区々として筆硯に近づくのみならず、大観三年八月上丁、敷陽の王宗記す、

この記文は早く失なわれたが、幸いにも南宋の陳思『宝刻叢編』に採録されて、今に残った。要旨は、汝州に赴任した王宗が、吏治の間暇に、倉頡より五代までの書法のほぼ具わる各体の文字を得、それらを十二石に刻した。治乱の際の処世、君子小人の分にも意を用いたので、ただ筆硯に親しむだけのものではない、というのである。

大観三年（一一〇九）といえば、風流天子徽宗が即位してすでに十

年、豊亨豫大の説に惑って、奢侈に耽り、芸文に溺れていた頃である。有名な花石綱は、早くも崇寧四年（一一〇五）に始まっている。また『淳化閣帖』の改訂版である『大観帖』も、ちょうどこの年に摸勒上石されているから、『汝帖』摸刻の試みは、世を挙げての贅侈の風潮に便乗したものであろう。

ところで刻者の王寀は、ある意味では、この頹廢恣逸、放埒淫靡な時代の一面を代表し、神仙にあこがれ、左道（妖術）に凝^注って、自から身を亡ぼしてしまう。次にその生涯を一瞥しておこう。

王寀は有名な王韶の子、王厚の弟で、伝は父子三人が『宋史』巻三二八に見える。まず王韶（一〇三〇—一一一八）。字は子純、湖北德安の人。辺境を撫し、兪龍珂の十二万口を諭降して功を立て、機略に富み用兵に長じて、しばしば羌を破った。枢密院副使・知洪州を拝したが、晩年は言動常ならず、狂人のようであったという。諡は襄敏、著に『敷陽集』がある。

王寀は字を輔道といい、学を好み詩章に巧みであった。進士に登第し、校書郎となったが、狂気じみた父の血を享けたものか、突如靈感を得、道士と交わり、丹砂（仙薬）や神仙の事を好むようになった。鄭州の書生が左道に託して、天神を祈り下すことができ、天神が下ればその姿と声に接することができるというのを聞くと、寀は彼についてその術を学び、ようやく十の七八を習得した。この二人が共に行うと靈験があるというので世間に広まり、その噂は宮中にもまで達した。

折しも徽宗は篤く道教を崇び、侍晨（侍宸・天帝の侍者）の林靈素を信任していたが、靈素はその技が寀に及ばぬことを自覚して、彼に学ぼうとしたが、拒否されていた。寀は風采が立派で談論に長じて

いたため、忽ち徽宗のお気に召し、某日を約して、降神の儀を行うこととなった。これを知った靈素がまた、協力を申し出たが、再び断わられてしまった。怒った彼は、寀の父と兄は、むかし西辺において、密かに西夏と謀叛を企てたことがあり、今また寀は、天子が神を迎える時に、不軌を図ろうとしている、と帝に讒言した。そして当日、鄭の書生を東華門に足止めし、寀だけを宮中へ入れた。徽宗は潔斎し、敬^つしんで降神を待ったが、三夜を過ぎて何の靈験もなかった。朝廷を愚弄する者として、寀は刑獄を掌る大理寺で審問され、棄市に断罪された。『石刻鋪叙』^注が「その死を得ず」というのは、市場で処刑されたことを忌んだのである。

なお、王寀の文才を示すエピソードを一つ加えておこう。曹道冲という男は、京で詩を売って生活していたが、ある時、人から浪花の詩題で紅韻を用いよ、という註文に閉口し、これが作れるのはただ、南董門外の菊坡王輔道学士だけだ、と答えた。そこで佳紙筆を求めて詩を乞うと、寀は欣然として筆を捉り、一揮して次の七絶を成した。

一江秋水浸寒空 一江の秋水 寒空を浸^{ひた}し

漁笛無端弄晚風 漁笛 端無くも 晚風に弄す

萬里波心誰折得 万里の波心 誰か折り得ん

夕陽影裏碎殘紅 夕陽影裏に残紅を碎く

「読む者 嗟服せざるは無し」と、『夷堅志』^注は記しているが、今その名は、『汝帖』によって空しく伝わるのみである。

ところで彼が赴任した汝州は、洛陽の東南約百キロ、東北に五岳の一、嵩山を望むが、古来この地には多くの名士が宦蹟をとどめている。唐では劉禹錫、宋では富弼・程顥・蘇轍・楊億に並んで畢士

安の名が見える。畢士安は『淳化閣帖』を太宗から賜った者として知られるが、彼のいわゆる『畢士安本』は、遠く清朝にまで伝った。『汝帖』には『閣帖』からも多くの帖が採刻されているが、王采が『汝帖』の鐫刻を想い到った理由の一つに、畢士安と『閣帖』と汝州という因縁が存在しなかったであろうか。

〈注〉

- 1 このことに関しては、拙稿「淳化閣帖関係資料」（『淳化閣帖』巻六）参照。
- 2 この経緯については、拙稿「淳化閣帖の成立」（『淳化閣帖』巻一）と同「大観帖」（『断硯集』）参照。
- 3 陳思『宝刻叢編』巻五。
- 4 葉夢得『石林避暑錄話』巻一に、「宣和間、道術既行四方、矯偽之徒、乘間因人以進者相繼……」とある。
- 5 曾宏父『石刻鋪叙』巻下。
- 6 洪邁『夷堅志』巻三〇・浪花詩。また厲鶚『宋詩紀事』巻三六引
- 7 拙稿「淳化閣帖の成立」下賜の条。

一一

『汝帖』の原石は、北宋の『金石録』^{注1}には「汝州の治内に在り、凡そ十二刻、未だ曾って改摹せず」と述べ、また南宋の『石刻鋪叙』^{注2}にも、「郡守敷陽の王采は石に刊し、郡の坐嘯堂に眞く」というように、宋代は汝州府治にあった。

およそ三世紀後の明初に至っても、楊士奇^{注3}が、此の石刻は河南汝州に在り、永樂丙辰（一四年・一四一六）の冬、中書舎人陳彝訓、扈從して南京に還る、其の装を探るに、汝帖二本有り、皆な表完す、遂って此を以て我に分つ

と記すことから、永樂中もなお同地にあったことを知る。しかし『汝州志』^{注4}には、

旧と望高樓に在り、遷れるは何れの時自りするかを知らず、又た称す、後に樓は燬け、馬廐中に瘞む、積むこと数十年、成化中、廐に光怪有り、馬は数しば夜驚く、之を察すれば、是れ帖を鏤せる処なり、因りて掘り出し、洗刷して州の吏舎に置く

とあって、一旦失なわれたという。成化（二四六五―八七）の数十年以前となれば、恐らく永樂の末年と考えてよからう。しかしこれとは別に、『中州金石記』^{注5}は、次のように述べ、『汝州志』の記事と相い似て相異なる。

帖は旧と州治の望高樓上に在り、四方の摹搨する者多く、有司は之に苦しむ。明の嘉靖の間、詔して天下の淫祠を毀つに、此に乗じて廢去し、馬廐中に瘞む、後復た火に燬かる

嘉靖の間といえは十六世紀の中葉（二五二二―六六）で、両者には百年の隔たりがある。搨碑に疲れて、関係する者が碑を損壊し、焚毀することは、古来多く見られ、馬廐中に埋めた所、光怪に馬が驚くという話は、『淳化閣帖』翻刻の一、南宋末の『泉帖』^{注7}について語られた逸話と同じであり、両書の記事は、恐らくこれらの幻影が混成捏造したものではなからうか。その証拠に正徳『汝州志』は、郡人何讓という者の「汝帖亭新成」と題する七律を録し、その首句に、「築きて儒学に傍いて輪奐美なり」と歌うことから、正徳（一五〇六―二〇）以前には、州の儒学の鄰に建てられた亭に収められていたことは明らかである。また時代は下るが、李日華^{注9}は万曆壬子（四〇年・一六二二）に汝州に謫倅され、この『汝帖』を實見し、礼房に横陳されていたと証言している。更に孫承澤^{注10}も、

崇禎甲戌（七年・一六三四）、余は嵩山に遊び、洛繇り汝に至る、帖を見るに猶お完好にして、甚だしくは缺裂せず

と述べているから、明末までは、やはり汝州に安置されていた、と考えて誤りない。

しかし鬼神の呵護も五百年までであった。明末、中原の喪乱によって、安固を誇ったこの『汝帖』も、遂に残毀の憂き目をみる。『中州金石攷』^{注11}は、

明末の寇乱に残欠し、本朝の順治七年（一六五〇）、巡道范承祖は広く搜訪を為し、道署の賓館に移置す、汝帖房三楹有るも、石は已に模糊として弁ぜず、又た十三・十四の二巻を増す、范承祖・許文秀等の汝帖を購^{あがな}うの説記詩跋なり

といい、同じことを『中州金石記』^{注12}は、
国朝順治七年、巡道范承祖は賞を懸けて之を購^{はじめ}い、方て大半を得たり、匠人に命じて道署に移置す

と記している。中原は明末、李自成や張献忠によって徹底的に劫略され、汝州もその惨禍を避けることができなかつた。残欠したのはこのためである。

その後の情況は、『道光汝州全志』^{注13}に採られている孫灝の七古によって、窺うことができる。灝は雍正八年（一七三〇）の進士であるから、詩は恐らく雍正から乾隆初期に作られたものであろう。詩題を欠くが、その前文には、「今 州署西園の存古軒の壁中に嵌貯する所の者、是れ也」とある。

望嵩樓高高入雲 望嵩樓高く 高くして雲に入り

舊藏汝帖人間聞 旧蔵の汝帖 人間に聞こゆ

松煤搨紙歳萬□ 松煤もて紙に搨し 歳は万□

官司厭苦徵求紛 官司は厭苦す 徵求の紛たるに

樓瓦飄零碑墮地 樓瓦は飄零して 碑は地に墮ち

過眼烟雲等間棄 烟雲を過眼すると 等間に棄つ

誰從灰燼拾遺珍 誰か灰燼從り 遺珍を拾いし

石爛猶存古文字 石は爛するも 猶お古文字を存す

十二碑移州廨中 十二碑は移る 州廨の中

寸瓊尺壁光熊熊 寸瓊尺壁 光りは熊々

深簷蓋覆鬼神護 深簷 蓋覆し 鬼神は護し

岐陽石鼓將勿同 岐陽の石鼓 將た同じき勿からん

詩中にいう「深簷蓋覆」するのが、存古軒であらう。『汝州全志』

はこの詩に続いて、その後の経過を、次のように記している。

道光戊戌（一八年・一八三八）、州守白義明、来りて是の邦を牧する

に、但だ残碣の依稀として復た識る可からざるを見る、因つて遍

く繙紳の家を訪れ、原搨一部を物色し、重価もて之を購い、遂に

妙手を選び、鈎臨して諸石に重摹す

このことは、白明義自身の述べる所が、より詳しく、明末より説

き起している。

……明季、頻りに兵燹に遭い、瓦礫中に雜わる、順治の間、觀察

范承祖は残碣を綴拾し、益すに詩跋を以てし、二石を増す、修輯

して十四刻と為して、道署左の寅賓館の壁に移置するも、剝落は

日に久しく、殆んど遺跡無し、道光六年、州牧董大醇は、略ぼ弁

識す可き者四石を擇びて、寅賓館從り復た署の西室の壁に移し、

顔して存古と曰い、以て軒に名づく焉、歳戊戌、予は来りて是の

邦に牧たり、公餘に搜古し、壁に存する所の者を見るに、又た漫

漚して復た識る可からず、惟だ范君附刻の詩跋目錄は、字稍や完

整なり、輒ち感慨之に係わる、嗣いで古雒故家の蔵本を購い、旧に依りて十二刻す、其の范公修輯前の原拓為るや、疑い無き也、予は纂乗の事の竣るに方りて、適たま石刻に工みなる者有り、原本の字画の存欠に依りて、鈎摹して石に勒せんことを囑す、両載に告成し、存古軒の左に就きて、室を構えて之を蔵す……道光壬寅孟秋、三韓の白明義

文中の「感慨係之」は、王羲之「蘭亭叙」中の言葉。事態の変遷に感じること。古雒は古都洛陽。纂乗は史書の編纂。恐らく彼が手がけた『汝州全志』を指す。壬寅は戊戌の四年後、即ち道光二二年に当る。三韓は遼東、白明義は奉天府承德の人、嘉慶一六年（一八一）の進士である。

しかし、このようにして重刻された『汝帖』も原刻石も、清末の紛擾に捲きこまれ、「清季に原石猶お存す」と記されているにも拘らず、共に杳として消息を絶ち、今はその存否をトすべき手掛りさえない。

〈注〉

- 1 趙明誠『金石錄』卷
- 2 曾宏父『石刻鋪叙』卷下
- 3 楊士奇『東里統集』卷二二
- 4 未検。いま程文榮『南村帖考』所引の文を引く。
- 5 畢沅『中州金石記』卷四
- 6 例えば、杜甫「李潮八分小篆歌」中の「嶧山碑」の故事等。
- 7 『泉州帖』はまた『馬蹄帖』とも呼ばれ、陳林仁は同様の話柄を記す。
- 8 正徳『汝州志』卷
- 9 李日華『六研齋二筆』卷三
- 10 孫承澤『間者軒帖考』
- 11 黃叔瓚『中州金石攷』卷八

- 12 注5に同じ
- 13 道光『汝州全志』卷九・古蹟
- 14 未検。いま林志鈞『帖考』所引の「白刻汝帖跋」を引く。
- 15 注11に同じ。

三

『汝帖』に対する最初の、しかも痛烈な言及は、恐らく黃伯思のそれであろう。彼は元符中の進士、秘書郎となつて冊府の凶書を縦観し、彝器の款識を弁じ、書画の鑑定にくわしかつた。『東觀余論』『法帖刊誤』を著わし、後者では、『淳化閣帖』の各帖の真贋を逐一論定し、法帖研究を初めて学問的に位置づけた。その議論を便宜上六段に分けて考察してみよう。

(a) 頃ころ洛中に在りて、汝州新鑄の諸帖を聞く、之を汝刻と謂うは、其の名已に典ならず矣、意に其の彙擇必ず佳ならんと謂えるに、之を見るに及べば、乃ち大いに然らず、法帖・統帖中の有する所の者を雜取して、時に之を載す、又た珉玉間窻わり、弁ずる能わざる也、此れ猶お害亡し

(b) 其の古帖及び碑中の字を集め、萃めて偽帖を為り、並びに一帖を以て其の文を省き、別に帖語及び強いて名づくる者を為すこと甚だ多し、稍や書を識る者、便ち之を別つ可し、逸少帖の「春秋輒為患不得北軍問遠近清和」等の語を以て、乃ち「北軍遠近春秋」等の字を摘取し、集めて一帖と為して、強いて王衍の書と為し、統帖中の「諸果故佳」の字を以て、強いて王楨之の書と為し、汝州東漢州輔碑中の数字を取りて、強いて名づけて蔡中郎の書と為

し、衛州魏孝文の弔比干文中の數行を取りて、強いて名づけて崔浩の書と為すが如し

(c) 北齊碑を便ち目して溫子昇と為し、後魏碑を便ち目して沈法会と為すが如き、此の如き者甚だ多し、且つ弔比干文の如きは、魏の孝文の作なり、而して崔浩の死は太武帝の時に在るに、乃ち目して浩の書と為す、其の古を稽えざるは此の如し

(d) 張華帖内に、雜うるに宝章集中の王慈の字を以てし、薛稷帖中に、雜うるに法帖内の子敬の字を以てせるが若きに至りては、皆な集成の字にして、意は全く相い属かず、王筠帖中の和南清豫一帖を取り、(疑うらくは闕文有り) 是の如き者は、具に載す可からず

(e) 幸いに世に尚お古帖多し、極めて未だ伝わらざる者有らば、自から其の全篇を刻す可し、何ぞ必ずしも区々として偽を作して、以て後学を誤らんや、但だ識者の嗤笑を貽す耳

(f) 汝州は既に石十余を以て之を刻し、而して越州復た其の本を伝え、又た之を刻す、二州の石、殊に弔す可き也、信に知る、真を識る者は少なきと、何ぞ怪しむに足らんと云う

これらの六段を要約し、各段を次に検討してみよう。

(a) 『汝帖』は『帖』(『淳化閣帖』)と続帖(『続閣帖』また『元祐祕閣統帖』)

を雜取したため、玉石混淆する。

(b) 或いは割裂、或いは縫合して、偽帖を作った。

(c) 古碑の文字を、有名人の書に假托した。

(d) 複数の書を雜糅したため、意味の通らぬものさへある。

(e) 世間になお伝存する未紹介の名迹を採らず、安易かつ愚劣な編輯を行った。

(f) このような粗雑な刻石を、越州でわざわざ覆刻した。

黄伯思によって、このように欠陥を列挙されてみると、『汝帖』には、名迹の普及を目的とするはずの刻帖の、本来の趣旨が全たく失なわれている、と断ぜざるを得ず、この試みは単に、売名と射利のための行為であった、としか考えられない。

しかし黄伯思の所論も吟味を要する。まず(a)で彼はこの『汝帖』を、『閣帖』と『続閣帖』から雜取したものというが、それでは卷八の「北朝胡晋十二人書」は、一体どこから採ったのか。『閣帖』はもとより、『続閣帖』にも、これに相当する部分は見当らない。ここで『汝帖』十二巻の各単帖名を、仮りに帖番号を附して挙げておく。^{注2)} 通し番号は後の議論の便宜のためである。

〔汝帖目録〕

三代金石文八種 汝刻一	6 岐陽石鼓	10 秦之罘刻石	16 " 淮南尚方帖
1 皇頡 戊己帖	7 史籀 駉州帖	11 李斯 田疇帖	17 章草辰宿帖
2 夏禹 出令帖	8 孔丘 延陵帖	12 程邈 天清帖	18 張芝 纏此帖
3 商器款識	9 巫咸朝那詛楚文	13 漢西京器刻 元年長陵帖	19 崔瑗 賢女帖
4 周器款識		14 " 侯札享元帖	20 宗資石獸天祿辟邪
5 封比干墓銅盤	秦漢三國刻書十五種 汝刻二	15 " 高廟靈器帖	21 蔡邕 定冊帖

22 諸葛亮 玄莫帖
23 魏梁鵠 大魏受命帖
24 吳皇象 文武帖

晉宋齊梁陳五朝帝王書二十行

汝刻三

25 晉世祖武皇帝司馬炎 省啓帖
26 中宗元皇帝司馬睿 中秋帖
27 孝武皇帝司馬曜 汝昨來帖
28 宋明皇帝劉彧 鄭脩容帖
29 齊高皇帝蕭道成 破爛帖
30 梁武皇帝蕭衍 數朝帖
31 陳永陽王伯智 熱甚帖

魏晉九人書四十八行 汝刻四

32 魏鍾繇 墓田帖
33 魏阮籍 剡爾帖
34 魏劉伶 戰國策帖
35 晉阮咸 奇異帖
36 晉向秀 華嶽帖
37 魏嵇康 想雨帖
38 晉山濤 魏卿帖
39 晉王戎 華陵帖
40 晉索靖 月儀帖

晉度江三家十七帖四十八行

汝刻五

41 晉王導 省示帖
42 王洽 承問帖

43 王廙 得示帖
44 郗鑒 邁禍帖
45 王珣 寒切帖
46 桓溫 時事帖
47 王珣 四日帖
48 王薈 癩腫帖

70 " 月終帖
71 " 洛神賦五行
南朝十臣書 汝刻七

49 王徽之 新月帖
50 王操之 安厝帖
51 王凝之 夜來帖
52 " 女史帖
53 郗愔 九月帖
54 王楨之 前至帖
55 王彬 仁祖帖
56 郗曇 病久帖
57 王敦 蠟節帖

二王帖並洛神賦 汝刻六

58 王羲之 想佳帖
59 " 增感帖
60 " 罔極帖
61 " 姨母帖
62 " 食小差帖
63 " 小祥帖
64 " 山陰帖
65 " 尊夫人帖
66 " 得期書帖
67 " 豹奴帖
68 王獻之 援衣帖
69 " 東家帖

北朝胡晉十二人書 汝刻八

83 晉張華 騎至帖
84 王衍 麥秋帖
85 石趙鄴祠柱刻
86 姚秦像銘
87 魏崔浩 景風帖
88 沈法会 邕穆帖
89 齊樊遜 道昭帖
90 溫子昇 受命帖
91 周紇豆陵騰碑
92 蘇綽銘
93 隋朝慧則帖
94 鉗耳君碑

唐三朝帝后四書 汝刻九

95 唐太宗皇帝李世民 願之帖
96 " 氣發帖
97 高宗皇帝李治 無事帖
98 則天皇后武明空 蚤春夜宴五言詩
99 開元皇帝李隆基 鵲鴿頌

唐歐虞褚薛書 汝刻十

100 唐歐陽詢 車駕帖
101 " 乘筆帖
102 虞世南 詔書帖
103 " 千人齋疏
104 褚遂良 賜觀帖
105 " 六月八日帖
106 薛稷 立身帖
107 " 夏熱帖

唐六臣書 汝刻十一

108 唐李邕 久別帖
109 顏真卿 江淮帖
110 韓攄木 狄公帖
111 賀知章 東陽帖
112 " 敬和帖
113 " 隔日帖
114 柳公權 瓜瓞帖
115 " 汝書帖
116 李懷琳 老子帖

唐訖五代諸国七人書二百六字

汝刻十二
117 唐韓愈 謁少室題名
118 無名氏 春朝五言詩
119 裴休 本事帖

120 五代楊凝式 雲駝四言二句
121 江南李煜 西方五言詩

122 吳越王錢俶 書院偶成詩
123 郭忠恕 堯舜帖

『閣帖』はその全貌を容易に知ることができ、『統閣帖』の内
容も、『石刻鋪叙』によって、その大概を察することが可能である。
しかし北朝の書は皆無である。

次の(b)~(d)は、致命的な欠陥であり、黄伯思の指摘で充分である
が、なお『南村帖攷』^{注3}から、卷八「魏崔浩」についての割注を引い
てみよう。前半は伯思の文である。

隸書三行二十四字、帖弁に云う、衛州の魏孝文「弔比干文」中の
数行を取りて、強いて名づけて崔浩の書と為す、

此の文の原石久しく佚し、今は汲冢の比干廟に在る者、是なり、
宋の元祐五年、呉処厚の重刻、全文は金石萃編二十七に見ゆ
更に同卷「齊樊遜」を引く、

隸書三行十六字、此の書、復初齋文攷に、即ち遜が書せる乾明元
年の孔廟碑内の字を集めたりと為す、今、碑は曲阜孔子廟中に在
り、已に剝蝕して読む可からず、闕里文献攷に百有二字を載せ、

金石萃編は増して四十余字多し

(e)については、王宗自身^{注4}「三代而下、五季に至る字書の百家を得
たり」と揚言するにも拘らず、そのことが全く羊頭狗肉に終ってい
る。もちろん彼が書の専家でなかったことが最大の原因であろうが、
それは結果に対する弁解にはならない。

最後の(f)に関しては、黄伯思はただ「越州に又た之を刻す」と記
すにとどまるが、南宋末では、『洞天清祿集』^{注5}に、「今 会稽又た汝
帖を以て重開し、之を蘭亭帖と謂う」といい、『翰林要訣』^{注6}にも、「汝

帖、之を蘭亭帖と謂う」という。帖名は王羲之や蘭亭叙とは係りな
く、それが会稽で刻されたことを示すにすぎない。また『蘭亭統帖』
六巻というものを、『宝刻叢編』^{注7}が載せ、王鐸^{注8}も「蘭亭統帖を細観す
るに、皆な汝帖に本づく、其の中の増入は、乃ち絳帖・澄心堂帖の
精なる者」と述べるが、諸家の記事は多く一致せず、従って、『蘭亭
帖』との関連も明らかではない。ただ黄伯思の「二州(汝州・越州)
の石、殊に弔す可し」という評を信ずれば、深く穿鑿するに価いし
ない。

『汝帖』の原石を、李日華^{注9}は「帖石は紫色、佳硯と作す可し」と
記すが、『格古要論』^{注10}や『珊瑚網』^{注11}は、「石は粗にして佳ならず」と
述べている。実際に訪れた李の証言を正しいとしておく。帖高は林
志鈞によれば、营造尺で八寸七分ということである。およそ二八セ
ンチに当る。

〈注〉

- 1 黄伯思『東觀余論』卷上「汝州新刻諸帖弁」
- 2 この帖目表は容庚『叢帖目』卷二「汝帖十二巻」に従った。帖数は一
二三となるが、林志鈞は一〇九としている。後者は作者の数に依った
ので、例えば二王の書十四帖を二と数えたのである。
- 3 程文榮『南村帖攷』汝帖
- 4 第一章 王宗記文参照
- 5 趙希鵠『洞天清祿集』九・古今石刻弁
- 6 陳繹曾『翰林要訣』
- 7 陳思『宝刻叢編』卷十三
- 8 程文榮『南村帖攷』蘭亭統帖

- 9 李日華『六研齋二筆』卷二
 10 曹昭『格古要論』卷三・汝帖考
 11 汪珂玉『珊瑚網』卷二一

四

黄伯思が早くも『汝帖』の成立時に指摘したような欠点にも拘らず、ともかく北宋の原石が、明末までは、ほぼ完好な状態で遺存し、剝落したとはいえ、清末近くにさえ伝わったということは、殆んど奇蹟とするに足る。その間にはもちろん、無数の拓本が採られたはずであり、従って世に流布する宋帖の中では、圧倒的な数を誇っているに違いない。

そして何よりもまず、千年を経た今となつては、各帖の真偽や書の水準は別として、北宋の書の一つのあり方として、その存在自体が極めて貴重である、といえよう。『弗堂類稿』^{注1}などは、

其の中に極めて喜ぶ可き者有り 蔡中郎の書は尚お十許字を存し、秦篆の石刻は尚お数字を存するは、此の僅かに存するに頼る、元魏（北魏）人の書も、亦た後人の未だ見ざる所為り、且つ石刻従り転撫せる者は、皆な極めて考校に関わる、南唐の李後主の一帖に至りては、近代に在りと雖も、亦た稀品なり、故に予は碑帖に於て甲乙の見有りと雖も、惟だ汝帖に於ては、平津^{注2}の録する所を以て、極めて当れりと為さざる能わざる也

と、近代では稀靚に属する古帖を、数多く存録する点に、積極的な価値を承認しようとしている。更に近人林志鈞^{注2}は、より詳しく次のように指摘する。

宋の刻帖の原石、今に至りて全く存する者は、汝帖以外、殆んど第二種無し矣、割裂竄乱の失有りて、前人（黄伯思）の訾議する所と為ると雖も、而も古刻の僅かに存せるは、究に宝と為す可きに属す、其の收むる所の文字は、自りて来る所を知る莫き有り、則ち原文已に佚すれば、東鱗西瓜、乃ち此の帖に頼りて伝わるを獲たり、又た「封比干墓銅盤」「宗資石獸」は、後人皆な汝帖に拠りて重刻す、劉有定は衍極を註するに、諸葛武侯の書を引き、張天如（溥）が王右軍集を輯するに、亦た汝帖自ら採る者有り、南唐李後主の五言詩一首、吳越王錢俶の七言詩一首の、他書に徴引せるは、皆な此の帖に拠る、又た岳珂の宝晋齋法書贊に載する所の、薛稷が夏熟帖の欠字は、此の帖に從いて校補す可し、古刻の貴ぶ可きは此の如し、

このような議論は、すでに書法や名蹟という見地から離れ、輯佚に利用できる点を強調するもので、法帖そのものの本質的価値判断を、いささか逸脱したものであろう。書それ自身を積極的に評価しようとするものに、『鉄函齋書跋』^{注3}の支持がある。

汝帖は割裂の病を免れずと雖も、然れども古意尚お在り、而して又た多く秦漢以前の籀篆分隸を載せたるは、尤も他帖の及ぶ可きに非ず……之を閱すれば頗る篆隸行草一貫の道を悟る、

この意見を認めれば、字体の変遷が具体的にたどれるということも、『汝帖』の魅力の一つに数えることができる、ということになる。またより好意的に見れば、張伯英^{注4}の次のような弁護さえ生れるであろう。

夫れ宋帖は今に至れば、墨本すら且つ星鳳の如し、惟だ此の石は独り完たし、宋時に在りては常物と為すも、今日に在れば則ち重

宝なり、宋代の摹勒は、具に専長有り、此の帖の編輯は謬陋、誠に長睿（黄伯思）の譏る所の如し、然れども佳書は正に自から少なからず、刻も亦た饒いに古致有り、適厚は廻かに後人の及ぶ可きに非ず、王文治曰く、古今法帖の粗漫を以て神を伝うる者は、汝帖及び戲鴻堂耳と、此の評は大いに見地有り、

星鳳は世に稀で貴重なもの。現在から見れば、或いはこのような弁護も説得性をもちうるかも知れないが、それが完存していた時は、明末の王世貞のように、これを社の樗に類するとして、「不材を以て全きを獲たり」と酷評されても、反駁さえできなかったであろう。樗とは『莊子』に見える無用の大木。またそのため、清の王文治なども「汝帖は名の軽きを以て、独り贖本無し」と揶揄しているが、これは『汝帖』にとって、名誉なことなのであろうか。

〈注〉

- 1 姚華『弗堂類稿』序跋「題汝帖原石本」
- 2 林志鈞『帖考』汝帖考
- 3 楊寅『鉄函齋書跋』巻四
- 4 未検。いま容庚『叢帖目』一「汝帖」より引く。
- 5 王文治『快雨堂題跋』巻一
- 6 王世貞『弇州山人四部稿』巻一三三
- 7 注5に同じ

五

ところで、京都国立博物館に蔵する上野コレクションの中に、『宋搨紹興内府重刻汝州帖』と署する二冊の法帖がある。第一冊は歴代帝王法書の十七帖、第二冊は歴代諸家法書の二十九帖、計四十六帖

を収め、各冊の帖尾には、「紹興二十八年三月十九日奉聖旨摹勒上石」の正書十八字がある。また第一冊には崇恩の、第二冊には桂馥の跋があり、題簽は玉牒崇恩。玉牒は宗室の意、つまり愛親覚羅氏のことである。

これが果して『重刻汝州帖』と称し得るのか。検討の手掛りとして、まず二跋の所論を紹介しておこう。崇恩の跋は道光丁未（二七年・一八四七）、桂馥のそれは乾隆壬子（五七・一七九二）に書かれている。年代順に後者から始める。

此れ宋拓の集帖、僅かに第一冊の歴代帝王書、第二冊の歴代諸家古法帖を存するのみ、其の巻数の多寡は、固より敢て臆度せず、然れども此の二冊の末に、楷書の「紹興二十八年三月十九日奉聖旨摹勒上石」の一十八字有り、第二冊の末に「内府圖書之印」「河南開國」の印有り、按ずるに第二冊に集むる所の諸帖、多く汝帖と相い若く、但だ汝帖は是れ大觀三季八月、郡守王采の刻する所、毎巻後、汝州の印有り、而して「奉聖旨摹勒上石」の題字無し、此の刻は紹興二十八年三月、第だ摹刻の歲月の先後同じからざるのみならず、即ち印識も亦た各おの別にして、其の汝帖に類して、而も真の汝帖に非ざる也明か矣、世に又た此を称して鼎帖と為す者有り、按ずるに孫退谷の間者軒帖攷に、鼎帖は是れ紹興十一季郡守張斛、諸帖を雑集し、而して参うるに人間未見の者を以てす、木を用いて之を刻し、後に郡官の名銜を列し、每段に武陵の字有り、故に又た武陵帖と名づく、今此の二冊は、郡官の名銜、武陵の字様は均く無く、而して摹刻の歲月も亦た異なる、即し張斛の自刻と為せば、応に「奉聖旨摹勒上石」と云うべからざるに似る也、紹興中を攷うるに、曾って内府存する所の閣帖を以て、板に

刻し、之を国子監に置く、首尾は閣本と悉く同じ、今此の二冊に集むる所の諸家の書は、則ち又た国子帖と類せず、此に拠れば則ち是の刻は既に国子・汝州に非ず、亦た武陵鼎帖に非ず、其の紹興間の内府重刻の汝帖為るが故に、「奉聖旨摹勒上石」の題字を用うるを得たり、淳化・大観の□刻と、並びに同じきは疑う可き無き也、古を嗜なむこと高江村の如き者の精鑿博識も、其の宋時の氈蠟ちんろう自り出づるを以て、洵まことに珍ちんす可しと為す、亦た区々として識を備えんことを求めざる者は、此を覩みて当に威鳳の一毛、虬龍の一角と同じく宝とすべき耳、

乾隆壬子冬十有一月朔日、肅然山外史桂馥跋、

例によって論旨を要約しておこう。

- (a) 総巻数は未詳。
- (b) 各冊末に、「紹興三十八年三月十九日、奉聖旨摹勒上石」の正書十八字と、後冊には「内府圖書之印」「河南開国」の二印がある。
- (c) 第二冊は特に汝帖の内容と一致するものが多いが、両者は摹勒の歳月に数十年の隔りがあり、巻末の題記も異なる。
- (d) 『鼎帖』（『武陵帖』）とも異なる。
- (e) 紹興年間の『国子監本』とも異なり、恐らく紹興年間における内府重刻の『汝帖』であろう。
- (f) 精鑿博識の高江邨（士奇）も、宋拓として珍重すべきである、と
いっている。

これらの検討から桂馥が導き出した結論は、これは紹興年間の重刻『汝帖』ということであった。しかし果してそう断定してよいのであろうか。世上に流布する『汝帖』と区別して、京博本を『重刻汝帖』と仮りに題して、まずその内容を比較してみよう。前者のり

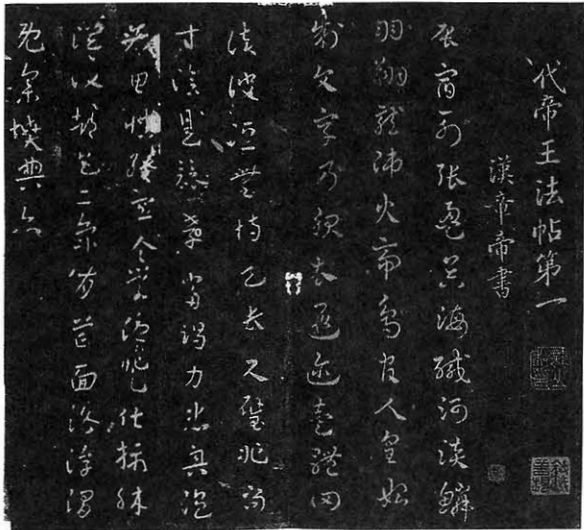
ストはすでに掲げた。次頁に後者のそれを示す。

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	歷代帝王法帖第一
則天武后	高宗皇帝	唐太宗書	孝武帝書	梁武帝書	齊高帝書	宋明帝書	元帝書(後半)	晉武帝書	晉簡文帝書	晉宣帝書	晉哀帝書	晉康帝書	晉明帝書	漢章帝書	
	1-40	1-24 1-31		1-14	1-13	1-12	1-4	1-2	1-9	1-3	1-8	1-7	1-6	1-1	
9-98	9-97	9-95 9-96	3-27	3-30	3-29	3-28	3-26	3-25						2-17	汝

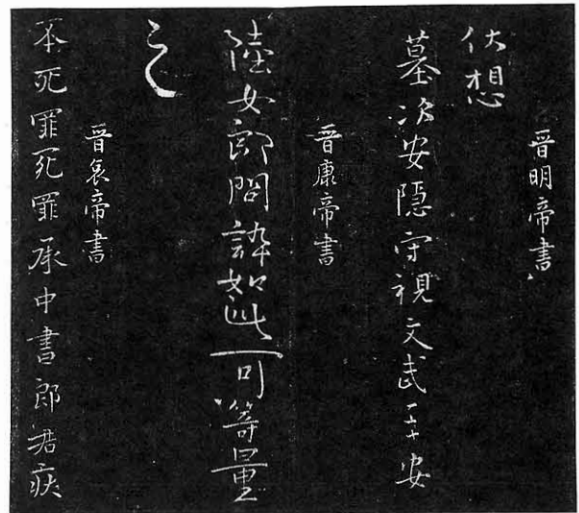
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	歷代諸家古法帖第二	17	16
漢西京器刻(元季帖)	(程邈)	秦李斯·程邈(李斯)	秦刻之罘	巫咸朝那詛楚文	宣尼	史籀	岐陽石鼓	封比干墓銅盤	周器款	商器款	夏禹	史倉頡書		陳永陽王伯智	開元皇帝
	5-167	5-166			5-164	5-165					5-163	5-162		淳	1-42
2-13	2-12	2-11	2-10	1-9	1-8	1-7	1-6	1-5	1-4	1-3	1-2	1-1	汝	3-31	9-99

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
(郭忠恕堯舜帖)	天祿辟邪	(蘇綽銘)	周紇豆陵騰碑銘	(溫子昇)	魏崔浩·沈法會 ^{△△} (38)	(姚秦像銘)	齊樊遜·溫子昇 ^{△△} (42)	(沈法會)	趙鄴祠柱·姚秦像銘 ^{△△△} (40)	蔡邕	魏梁鴻	諸葛孔明	〃 (淮南帖)	〃 (高廟帖)	〃 (侯禮帖)
12-123	2-20	8-92	8-91	8-90	8-87	8-85	8-89	8-88	8-85	2-21	2-23	2-22	2-16	2-15	2-14

歷代帝王法帖第一



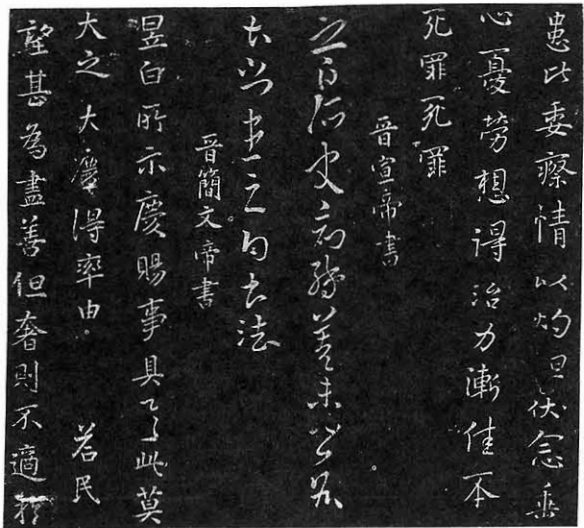
1 漢章帝書



2 晉明帝書

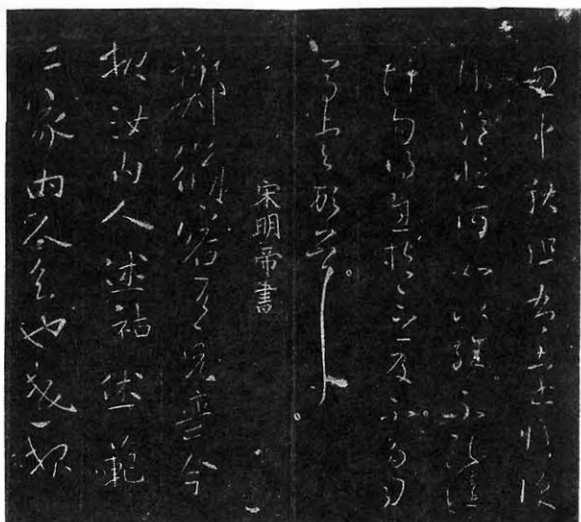
3 晉康帝書

4 晉哀帝書

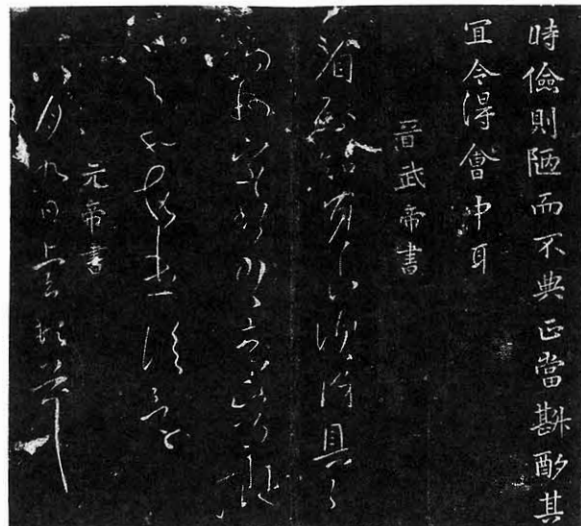


5 晉宣帝書

6 晉簡文帝書

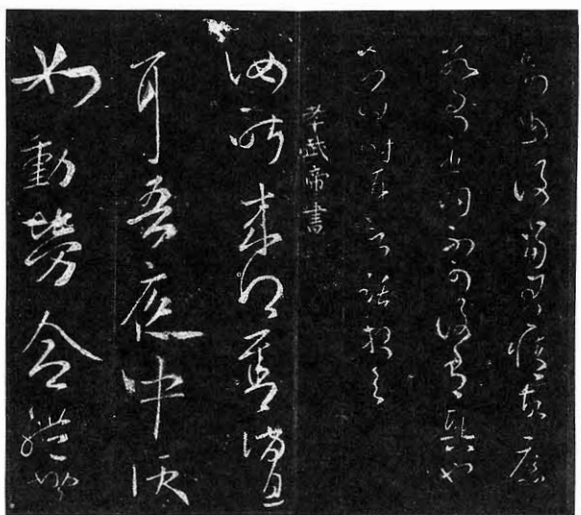


9 宋明帝書

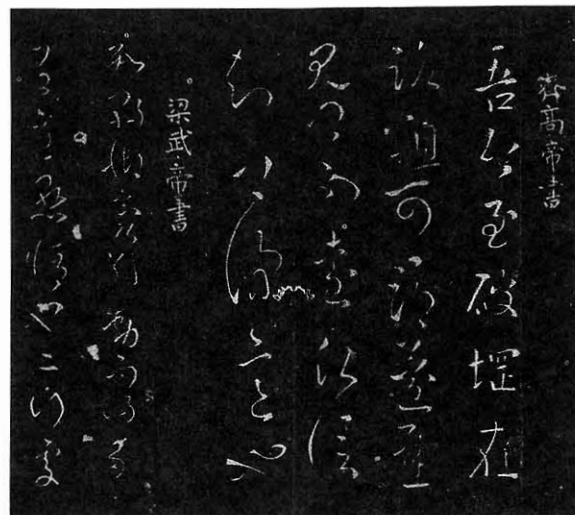


7 晉武帝書

8 元帝書 (後半)



12 梁武帝書

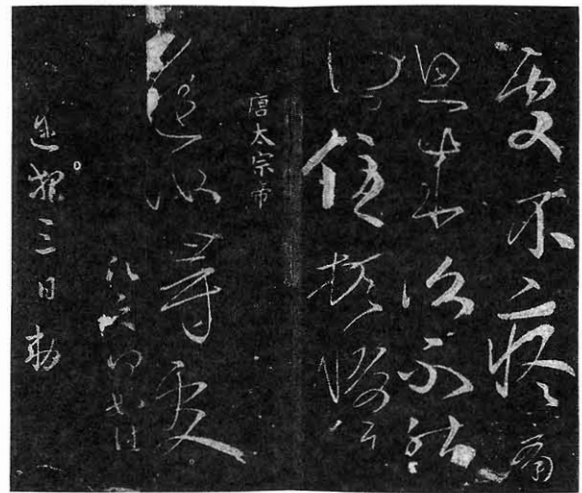


10 齊高帝書

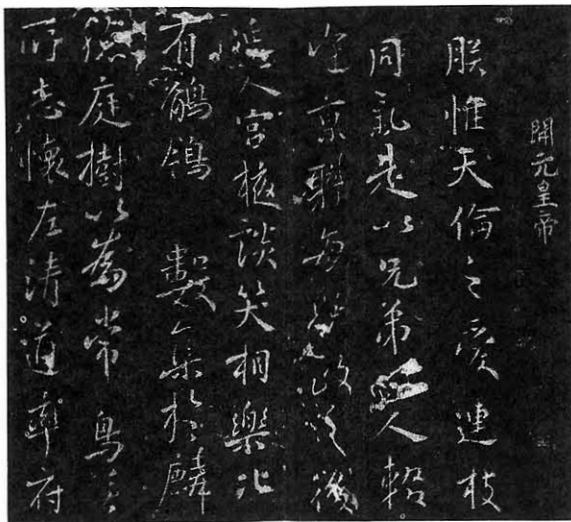
11 梁武帝書



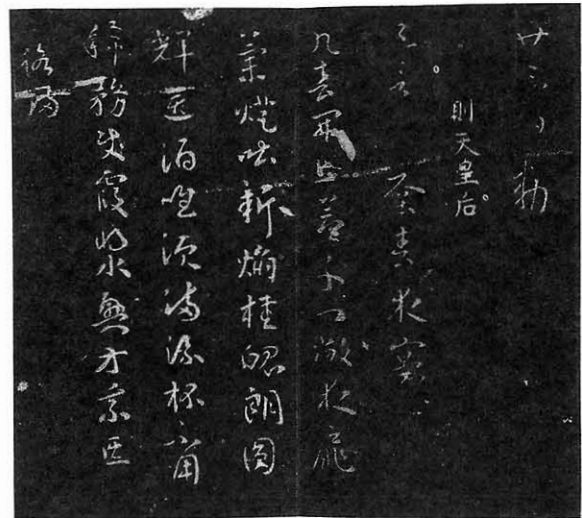
14 高宗皇帝



13 唐太宗書



16 開元皇帝



15 則天武后

友于親睦 實以為教
 魯得公心 遊安其際
 春朝散微雨 庭樹開芳
 蓍悅中節 寒露激結
 觀此翔禽 我心以悅
 左之至意 豈不怡
 昆季縱目 詠詩常標
 良史爰懷 有慙虛昧

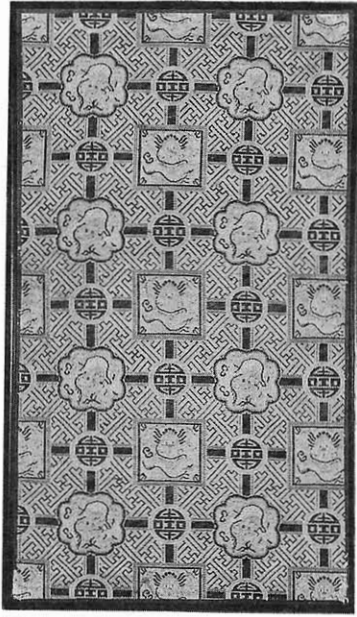
長吳魏光乘作頌以款
 折揚德業有負虞美
 以其琳蔚俯同頌云
 我取息又 桂宮鞠殿
 九月之 雍渠伊見
 飛出 左原之迹
 急難有物 通之不懼
 願隆京德 天下所效

自宋太宗閣帖刻成而後諸家相繼重刻者最
 多此帖相傳南渡初張那守解而刻至清日乃
 鼎帖今以汝州帖互相核勘此第二等景運諸
 家者近與汝州帖同者尤不少而撰刻歲月相
 去大異蓋汝州帖刻于徽宗大觀二年八月此
 刻于高宗紹興二十八年三月汝州刻成後三
 十八年矣 桂未谷先生以此為紹興內府重刻
 汝州帖流傳轉徙居今日猶得存者二年其指
 畫之溫良字畫之完刻勝張刻遠甚得此是
 慰余生平好古之深心矣
 道光丁未夏六月玉麟蒙恩題

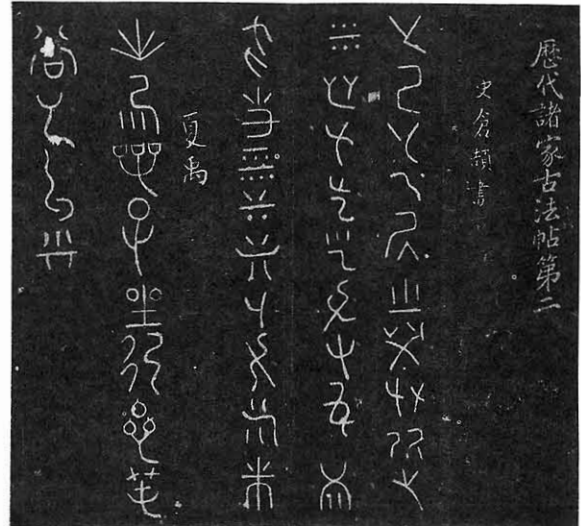
陳永陽王伯智
 紹興二十八年三月十九日奉
 聖旨摹勒上石
 天
 聖
 永
 陽
 王
 伯
 智
 印

17 陳永陽王伯智

歷代諸家古法帖第二

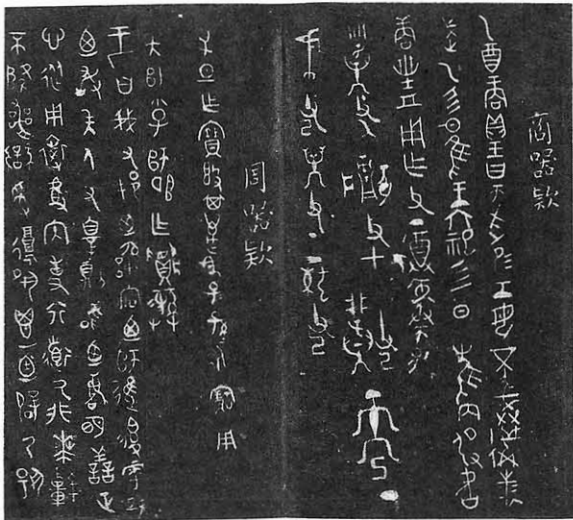


歷代諸家古法帖第二



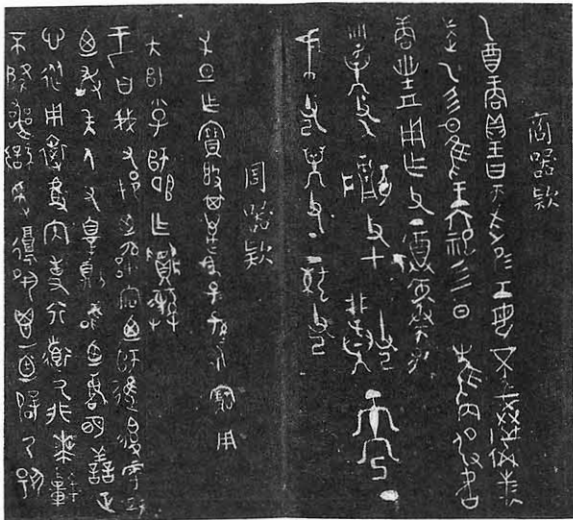
18 史倉韻書

商器款



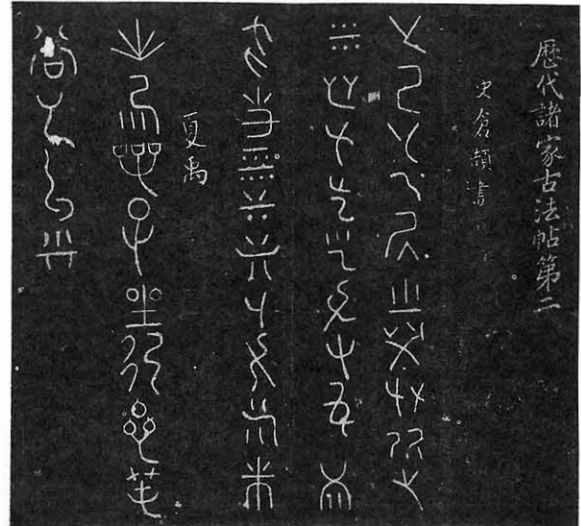
20 商器款

周器款



21 周器款

夏禹



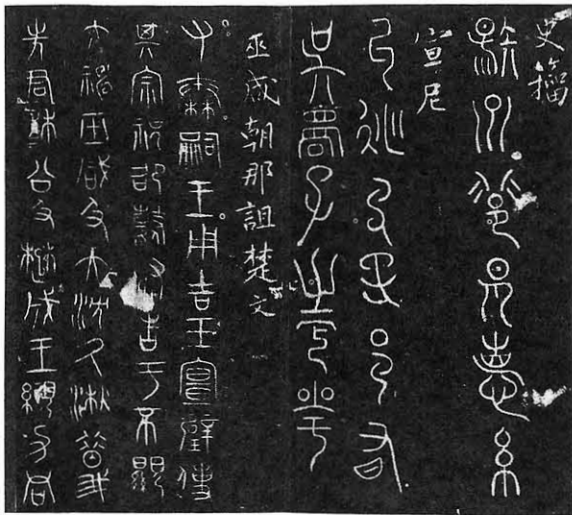
19 夏禹



23 岐陽石鼓



22 封比干墓銅盤



26 巫咸朝那詛楚文

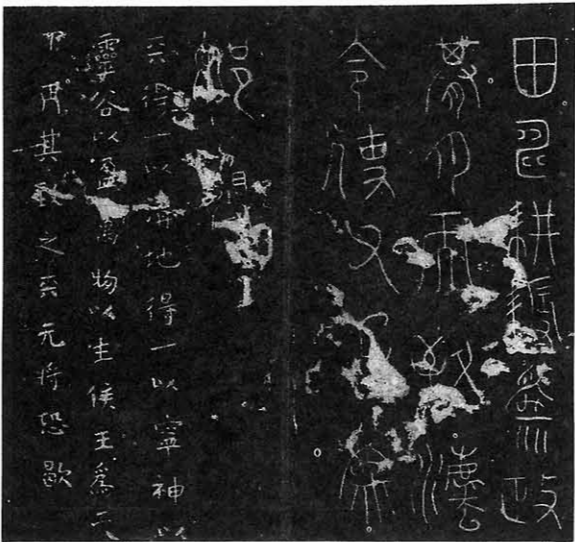
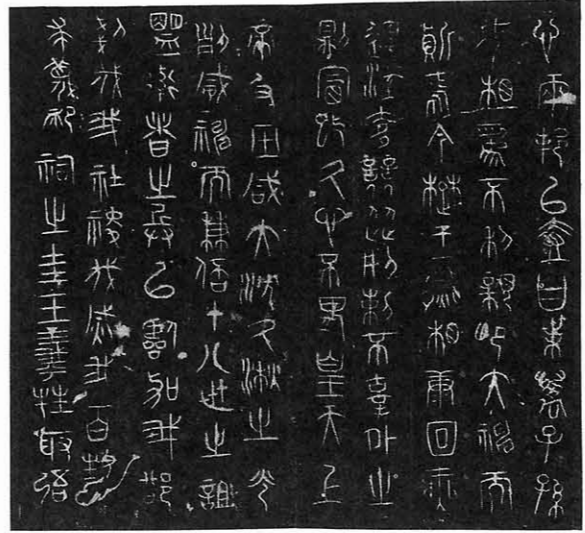


24 史籀

25 宣尼



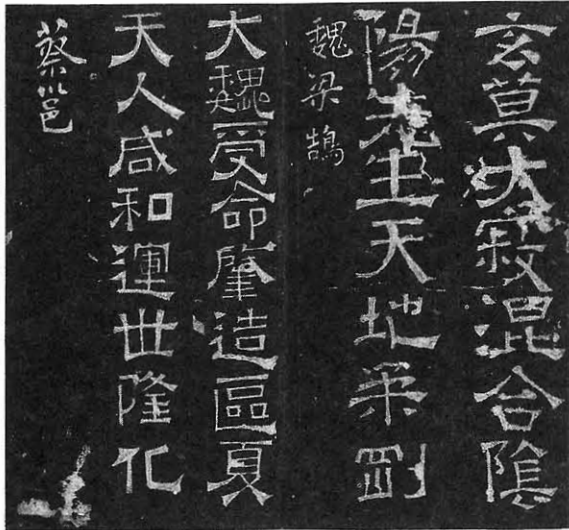
27 秦刻之果



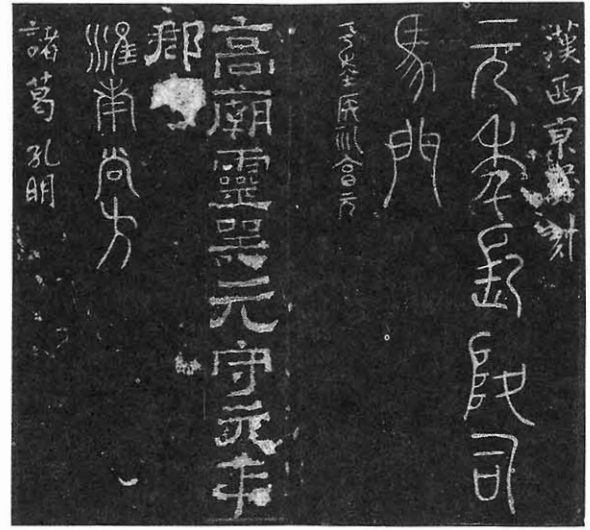
29 (程邈)



28 秦李斯·程邈
(李斯)



35 魏梁鴻



34 諸葛孔明

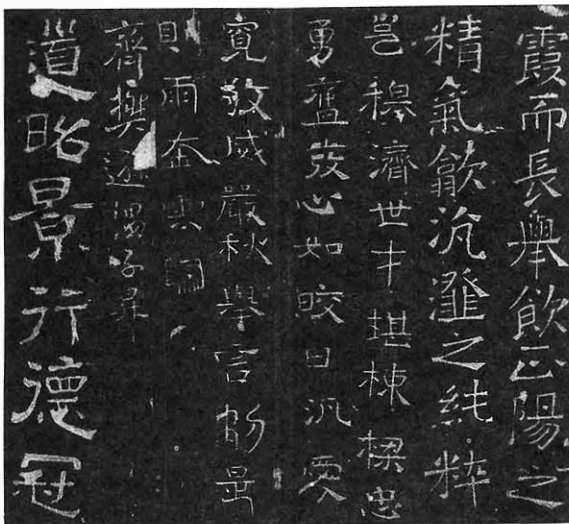
33 " (淮南帖)

32 " (高廟帖)

31 " (侯札帖)

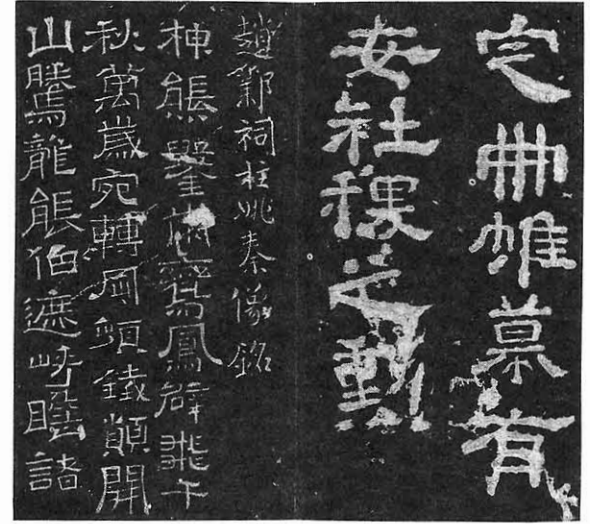
30 漢西京器刻 (元季帖)

36 蔡邕



38 (沈法会)

39 齊樊遜·温子昇(42)

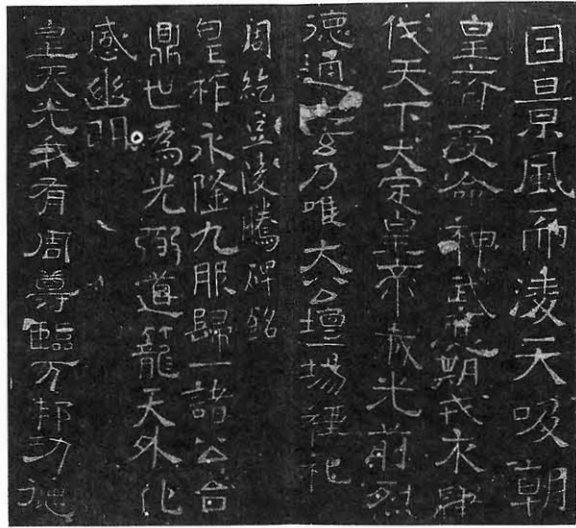


37 趙鄴祠柱·姚秦像銘(40)



40 (姚秦像銘)

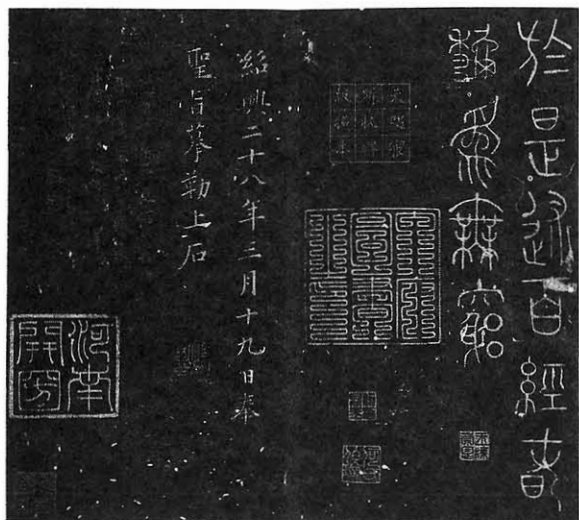
41 魏崔浩·沈法会^{△△} (38)



44 (蘇綽銘)

43 周紇豆陵騰碑銘

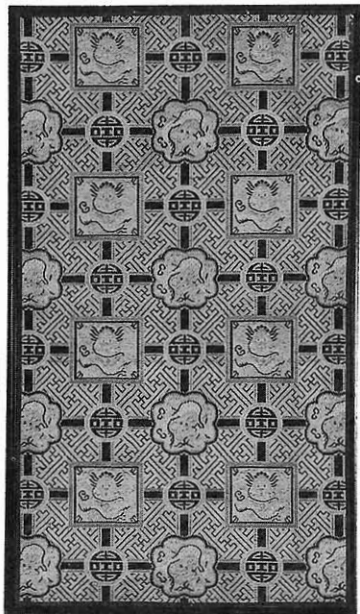
42 (温子昇)



46 (郭忠恕堯舜帖)



45 天祿辟邪



此宋拓集帖僅存第二冊歷代帝王書第二冊歷代諸家古
法帖書其卷數之多實固不敵腫度然此二冊亦有極書信與
于八年三月十九日奉聖旨著勅三十一卷第二冊亦有內府
閣書之印河南同國印林第二冊所集諸帖皆與法帖相若但法帖
是天龍三年八月郡守王宗武刻在長安法州之印也去年
聖旨著勅三石題字刻於紹興二年三月不著季到數月
先後不同即印識如各別其款法帖亦與法帖也則其世有得
此存諸帖者雖非真蹟亦非刻本始改其帖是紹興二年郡守王宗
刻集諸帖也蓋以人同是見者用木刻之後刻即改其書法改有
或後字改又在武陵改今此三冊刻官在衛武陵字樣均書是
刻黃月志英印是張射自刻以不應云奉聖旨著勅三石也故
紹興中書以內府所存法帖刻板置之國子監普尾與開元志同
今觀此二冊所集諸帖之書則又與國子監所刻者不同則此
國子監所刻者非法帖也其卷紹興間內府所刻法帖法帖用本
聖旨著勅三石題字與法帖大觀所刻三石題字題地者如法帖
者精其博識其書法亦精其識識油亦可保其不誤也亦備識其此
當與武陵三石題字同也

乾隆壬子冬十月有二月朔日書法內外史桂夏跋

定鼎雄墓有
女社稷之勤
趙鄴祠柱姚秦像銘
神態鑿鑿如鳳舞龍下
秋萬歲宛轉阿頭鐵顛開
山騰龍熊伯遮呀眩詰
大秦皇太子仰為皇帝
陛下暨中宮殿下鑿石
周金作像一身永食聖主
命也庶子臣蕭雅銘之
魏崔浩沈法會

41

魏崔浩·沈法會(38)

40

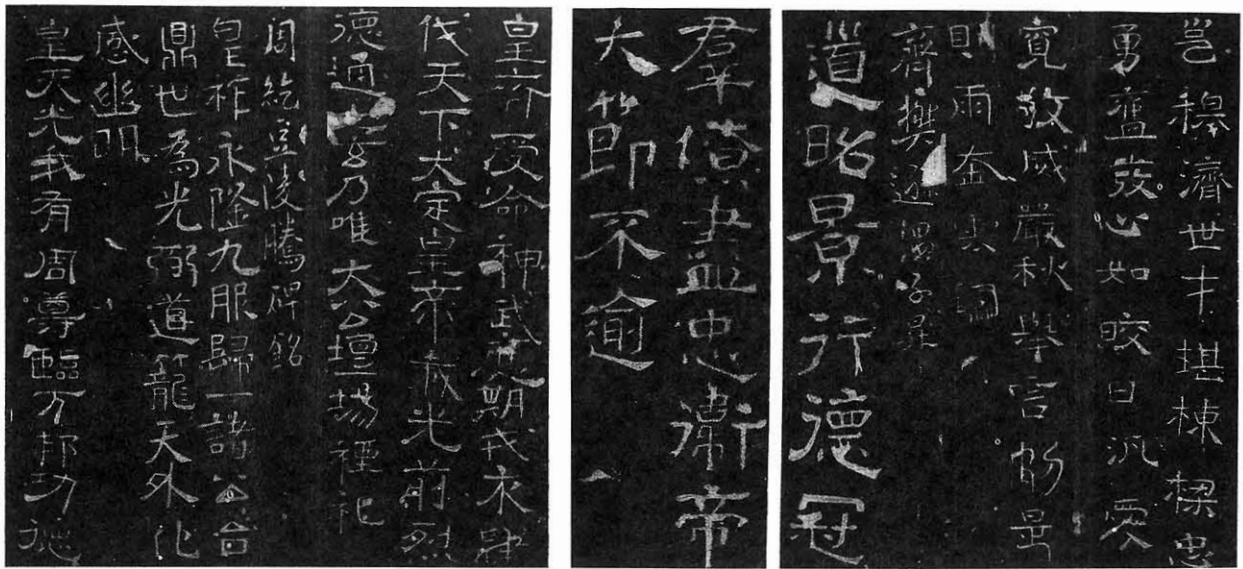
(姚秦像銘)

37

趙鄴祠柱·姚秦像銘(40)

36

蔡邕



38 (沈法会)

表の下欄の淳汝は、『淳化閣帖』と『汝帖』の略称であり、『重刻汝帖』の各単帖が、これら二帖の何巻何番に同じものを収めているかを示している。例えば(1)「漢章帝書」は、『淳化閣帖』では一巻の最初に、『汝帖』では巻二の、通し番号では十七番に載せられているということである。

39 齊樊遜

・温子昇^{△△△}(42)

これを見れば、『重刻汝帖』四十六帖のうち、『淳化閣帖』に含まれるもの二十帖、『汝帖』に含まれるものは実に四十一帖で、後者についていえば、第一冊の(2)〜(6)の五帖だけが欠けている。幸いその部分は『閣帖』によって補うことができるから、『重刻汝帖』はこの両帖さえあれば、容易に合成され得るものであり、恐らく事実そうして作られたと想像される。しかしたとえ五帖にせよ、他帖から移刻したとすれば、桂馥のように『重刻汝帖』と結論することはできない。(にも拘らず、本稿では便宜上、依然この称を用いる)

42 (温子昇)

更に当時でさえ、最下の評に甘んじていた『汝帖』を、南渡の混乱も一応安定したこの時期に、何故に内府で重刻せねばならなかったのか。禁庭での上石であれば、他にいくらかも適当な名蹟の選択が可能であったはずで、殊更に悪評の高い『汝帖』を採り上げるとは、殆んど考えられないことである。その上、冊尾に見える十八字は、もちろん『閣帖』の篆題、即ち「淳化三年壬辰歲十一月六日、奉聖旨模勒上石」に仿ったもので、やはり撰者や刻者の名を記さない。

43 周紇豆陵騰碑銘

騰碑銘

これはあたかも『閣帖』と同じように禁中で刻されたことを強く印象づけるため、故意にそうしたのである。偽帖に見られる常套の作為といえよう。

44 (蘇綽銘)

次に問題となるのは、単帖の排次である。『閣帖』もこれを誤って、王著の無学が嘲笑されたが、この『重刻汝帖』は、それにもま

して混淆が甚だしい。第一冊について言えば、(1)までは『閣帖』の排次が正しく、これに依拠すべきであるにも拘らず、実際は前表のように、16783924121314という順となつて、帖番が連続するのは、678と121314の二ヶ所にすぎない。このような無意味な失序はどうして起り得るのか。

また第二冊では、『汝帖』の巻一・巻二・巻八から採られていることは明らかであり、巻二の(16)までは、一帖も欠けずに連続しているところが(16)～(21)に至る四帖が、何故か省略されている。しかし(17)「章草宸宿帖」は、すでに第一冊の帖首「漢章帝書」と同じもので、重複を避けたためであり、また(20)「宗資石獸・天祿辟邪」は、後半部が『重刻汝帖』(45)「天祿辟邪」として収められているので、厳密に言えば、省略はわずか二帖半である。(37)～(44)までは、『汝帖』巻八からの移刻であるが、この間の齟齬は理解に困しむ。例えば(37)の帖名は「趙鄴祠柱・姚秦像銘」であるにも拘らず、実際には、「姚秦像銘」の位置(38)には、(42)に在るべき「沈法会」の書が占め、それは三帖後の(40)に刻入されている。また甚だしい誤刻もこの間に見られ、(37)「趙鄴祠柱」の第三行「山騰龍能伯遮山目諸」に続く「霞而長拳飲正陽之」の一行は、本来は(41)「魏崔浩」の第一行「因景風而凌天吸朝」に続くべきものである。この部分の四葉を適宜に裁断し、正しい順序に排次すれば、次のようになる。

この恐るべき混乱の原因はただ一つ、この『重刻汝帖』は、文章に全く無知な刻工の手に成り、その作業を監督すべき責任者がいなかったことを意味している。また冊尾の「奉聖旨摹勒上石」の語が事実とすれば、それは天子の意を体しての鐫刻ということになる。時の天子は書に堪能な高宗、『翰墨志』の專著と見えある高宗である。

何らかの点で、天子の意向を反映したのであれば、かくも破廉恥な誤刻——これに比べれば、『淳化閣帖』に見られる錯誤は優雅なものである——は、到底許さるべきものではなく、廃棄或いは改刻は必至であつたろう。従つて、冊尾の二十余字は、この法帖に箔付けを試みた偽作者の、単なる附刻にすぎないと考えられるのである。こうして結局、桂馥の『重刻汝帖』説は破綻せざるを得ず、便宜上にもせよ、これを『重刻汝帖』と呼んできたことも、また誤りということになる。そして桂馥自身、結論の牽強を充分承知しながらも、所有者の依頼に依じて、彌縫と假托の説を展開して見せたのかも知れない。これはよくあることである。

六

最後に崇恩の跋を検討しよう。

宋の太宗の閣帖の刻成りて後、諸家相繼いで重刻する者最も多し、此の帖は南渡の初め、張郡守斛の刻する所と相伝う、世皆な目して鼎帖と為す、今、汝州帖を以つて、互相に校勘すれば、此の第二本は彙めて諸家の書迹を選ぶに、汝州帖と同じ者尤も少なからずと為す、而して模刻の歲月は相い去りて大いに異なる、蓋し汝州帖の刻は、徽宗の大觀三年八月、此の刻は高宗の紹興二十八年三月、汝州の刻成りし後を去ること、又た四十八年なり矣、桂未谷先生は、此を品して紹興内府重刻の汝州帖と為す、流伝転徙して今日に居り、猶お茲の二本を存するを得たり、其の楮墨の温良、字画の完朗、張刻に勝ること遠く甚だし、此を得ば亦た余が生平好古の深心を慰むるに足れり矣

文中に張斛云々とあるのは、『鼎帖』を指している。同帖はまた『武陵帖』とも呼ばれ、紹興十一年（一一四二）十月、郡守張斛が『淳化閣帖』に、『潭帖』『絳帖』『臨江帖』『汝海帖』の諸帖を合して二十二巻とし、湖南鼎州（常德）に刻したものであるが、早く亡んだ。しかし内容は『石刻鋪叙』の略目によって窺うことができ、大要は次の如くである。

首巻、宋太宗御書

二―四巻、古帝王書

五巻、蒼頡・夏禹書と古鐘鼎款識

六―十巻、歴代名臣帖

十末―十七巻首、二王書

二十巻、顔魯公書

末巻、絳帖と李建中書

五―十巻は、単に「歴代名臣帖」とあるだけで、もとより細目は明らかではないが、この五巻内に、『汝帖』に見られる「北朝胡晋」の書が収められていた可能性は、極めて少ない。何故なら、この部分は王寀の特異な集取であり、従って特記に値いし、別に一巻として分類されたであろうからである。またこのことに対しては、先の桂馥の反駁も想起されたい。

最後に、この『重刻汝帖』二冊は、これが全体なのか、それとも全体の部分なのか、という問題が残る。桂馥は『巻数の多寡は、固より敢て臆度せず』と、推測を避けているが、また末尾で、「高江村の如き精鑿博識も、其の宋時の麤蠟自り出づるを以て、洵に珍す可しと為す」と、宋の椎拓故に珍重せよといっている。これは高士奇がこの法帖に対して評した言葉であることは、言うまでもない。そ

うすれば、どこかにこの跋語が記されていたはずであり、それが存在しないということは、割裂の疑惑が生じる。しかし桂馥は、この集帖は僅かに二冊と明記しているから、高士奇の跋は、別の偽帖に利用されたのかも知れぬ。これもよくあることである。

それでは、高士奇が批評した時も二冊であったのか。それは確言できぬとしても、多分そうであったと考えることはできる。というのは、本帖の最後は、郭忠恕の「堯舜帖」で、これは『汝帖』においても最後、つまり十二巻の最終帖に当たっている。このことは、偽作者が『汝帖』全体を一応その視野に収めた上で、これを作ったことを暗示しているからである。

この『重刻汝帖』の最大の弱味は、紙墨の古さにも拘らず、鑑蔵印が殆んどなく、また乾隆期以前の証言を欠き、宋元以降の流伝の過程を証明することができぬ点にある。更に今後の課題として、この『重刻汝帖』二冊の各単帖を、『淳化閣帖』と『汝帖』の該当単帖と比較精査することが要求されよう。後日の研究に俟ちたい。

（執筆者 当館調査員・帝塚山学院短大教授）